

# 統計法施行令の一部を改正する政令の概要

## 1 改正の概要

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 16 条の規定において、基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができるとされており、その具体的な事務は、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）別表において規定されている。

経済構造統計を作成するための基幹統計調査のうち、経済センサス-基礎調査及び経済センサス-活動調査に関し都道府県知事及び市町村長が行う事務は、現行の令別表第 1 の 1 の項並びに同表備考第 1 号及び第 2 号に規定されているところ、令和 6 年から経済センサス-基礎調査の甲調査の方法を見直し、統計調査員調査を廃止し、国が民間事業者を活用して調査することから、同表第 1 の 1 の項第 3 欄第 5 号を削る等の改正を行う。

## 2 施行日

令和 5 年 12 月 27 日